

関連法令に係る特定施設・指定施設一覧表

(別表1)

特定施設・指定施設の名称	騒音規制法		普通寺市公害防止条例(騒音)		振動規制法	
	指定	条件等	指定	条件等	指定	条件等
金属加工機械						
・ 圧延機械	○	原動機出力合計22.5kw以上	○	原動機出力合計15kw以上	-	-
・ 製管機械	○	-	-	-	-	-
・ ベンディングマシン	○	ロール式で3.75kw以上	○	ロール式で3.7kw以上	-	-
・ 液圧プレス	○	矯正プレスを除く	-	-	○	矯正プレス除く
・ 機械プレス	○	呼び加圧能力294kN以上	○	呼び加圧能力20重量トン以上	○	-
・ せん断機	○	3.75kw以上	○	1.5kw以上	○	1kw以上
・ 平削盤	-	-	○	-	-	-
・ 型削盤	-	-	○	-	-	-
・ 自動旋盤	-	-	○	-	-	-
・ フライス盤	-	-	○	-	-	-
・ 高速切断機	-	-	○	-	-	-
・ 研磨機	-	-	○	-	-	-
・ 自動ヤスリ目立機	-	-	○	-	-	-
・ 鍛造機	○	-	-	-	○	-
・ ワイヤフォーミングマシン	○	-	-	-	○	原動機の出力が37.5kw以上
・ プラスト	○	タンプラスト以外で密閉式を除く	-	-	-	-
・ タンブラー	○	-	-	-	-	-
・ 切断機	○	と石を用いるものに限る	-	-	-	-
圧縮機及び送風機						
・ 空気圧縮機(空気を圧縮する物のみ)	○	7.5kw以上	○	2.2kw以上	○	7.5kw以上
・ 送風機(及び排風機)	○	7.5kw以上	○	-	-	-
クーリングタワー						
・ クーリングタワー	-	-	○	1.5kw以上	-	-
粉砕機						
・ 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	○	7.5kw以上	○	7.5kw以上	○	7.5kw以上
繊維機械						
・ 織機	○	原動機を用いるもの	-	-	○	原動機を用いるもの
・ 編組機	-	-	○	原動機を用いるもの	-	-
・ ねん糸機	-	-	○	原動機を用いるもの	-	-
・ 打綿機及び混打綿機	-	-	○	原動機を用いるもの	-	-
・ 工業用動力マシン	-	-	○	同一事業所で10台以上設置されているもの	-	-
建設用資材製造機械						
・ コンクリートプラント	○	気泡プラントを除き混練容量0.45m ³ 以上	○	気泡プラントを除き混練容量0.3m ³ 以上	-	-
・ アスファルトプラント	○	混練重量200kg以上	○	混練重量150kg以上	-	-
・ コンクリートブロック製造機	-	-	○	-	○	合計が2.95kw以上
・ コンクリート柱管製造機	-	-	○	-	○	合計が10kw以上
穀物用製粉機(条例は食品加工用粉砕機も含む)						
・ 穀物用製粉機	○	ロール式で7.5kw以上	○	ロール式で7.5kw以上	-	-
精穀機						
・ 精穀機	-	-	○	3.7kw以上	-	-
木材加工用機械						
・ ドラムバーガー	○	-	-	-	○	-
・ チッパー	○	2.25kw以上	○	2.2kw以上	○	2.2kw以上
・ 碎木機	○	-	-	-	-	-
・ 帯のご盤	○	製材用15kw以上/木工用2.25kw以上	○	2.2kw以上	-	-
・ 丸のご盤	○	-	○	2.2kw以上	-	-
・ かなな盤	○	2.25kw以上	○	2.2kw以上	-	-
合成樹脂用成型加工機械						
・ 合成樹脂用成型加工機械	-	-	○	-	-	-
天井走行クレーン及び門型走行クレーン						
・ 天井走行クレーン及び門型走行クレーン	-	-	○	7.5kw以上	-	-
冷凍機						
・ 冷凍機	-	-	○	5.2kw以上	-	-
直火炉						
・ 直火炉	-	-	○	液体燃料を使用し燃焼能力が200/1H以上	-	-
集じん装置						
・ 集じん装置	-	-	○	2.2kw以上	-	-
自動洗びん装置						
・ 自動洗びん装置	-	-	○	-	-	-
かくはん機及び混合機						
・ かくはん機及び混合機	-	-	○	2.2kw以上	-	-
抄紙機						
・ 抄紙機	○	-	-	-	-	-
印刷機械						
・ 印刷機械	○	原動機を用いるもの	-	-	○	2.2kw以上
合成樹脂用射出成型機						
・ 合成樹脂用射出成型機	○	-	-	-	○	-
鋳造型機						
・ 鋳造型機	○	ジョルト式のもの	-	-	○	ジョルト式のもの